

GREEN×EXPO 2027の機運醸成について【情報提供】

1 事業の趣旨

GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）は、令和7年3月19日に開催2年前を迎えます。これを契機に、開催2年前限定の新たなデザイン等により、横浜の街を彩り、「GREEN×EXPO 2027」の更なる機運の醸成を図ります。

引き続き、GREEN×EXPOの開催に向け、自治会町内会はじめ、市民の皆様と共に盛り上げていきたいと考えています。ぜひ、ご期待ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 事業の概要

「GREEN×EXPO」で車体をラッピングした電車を初運行！	
・車体広告（ラッピングトレイン）	【運行期間】 3月上旬～5月末（予定）
・車内広告（アドトレイン）	【運行期間】 2月下旬～3月末（予定）
都心部や地元瀬谷区・旭区を GREEN×EXPO で彩り、祝祭感を演出！	
・カウントダウンボードの設置	【設置期間】 3月19日～GREEN×EXPO終了まで（予定）
・会場周囲の仮囲いの装飾	【実施期間】 3月19日～当面
横浜都心部や会場周辺駅の装飾	
・壁面広告：横浜駅、新横浜駅、 元町・中華街駅、瀬谷駅 等	【実施期間】 3月初旬から順次実施予定
・柱巻き広告：馬車道駅、新横浜駅	
・階段広告：新横浜駅、馬車道駅	

*詳細は、別添「令和7年3月4日 記者発表資料」をご覧ください。

「GREEN×EXPO 2027」開催まであと2年！ 横浜の街なかを彩り、開催への期待感を高めていきます

令和7年3月19日に、GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の開催2年前を迎えます。それを契機に、開催2年前限定の新たなデザイン等により、横浜の街を彩り、「GREEN×EXPO 2027」のさらなる機運の醸成を図ります。



〈開催2年前限定デザイン〉

1 「GREEN×EXPO」で車体をラッピングした電車を初運行！

横浜市営地下鉄において初のラッピングトレインを運行！その他にも、横浜市内に乗り入れる鉄道各社の車内を「GREEN×EXPO 2027」のデザインで彩り、「GREEN×EXPO 2027」の認知度を高めます。

- (1) 車体広告（ラッピングトレイン）
 - ・横浜市営地下鉄（ブルーライン、グリーンライン：各1編成）
 - 【運行期間】3月上旬～5月末（予定）
- (2) 車内広告（アドトレイン）
 - ・相鉄線（全編成）、横浜市営地下鉄（ブルーライン、グリーンライン：各1編成）、JR京浜東北・根岸線（1編成）
 - 東急線（5編成）、京急線（1編成）、シーサイドライン（2編成）
 - 【運行期間】2月下旬～3月末（予定）（各線により時期が異なります）



〈横浜市営地下鉄車体広告イメージ〉



〈車内広告イメージ〉

裏面あり



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



2 都心部や地元瀬谷区・旭区を GREEN×EXPO で彩り、祝祭感を演出！

GREEN×EXPOの地元瀬谷区や旭区、新幹線の発着駅である新横浜駅にGREEN×EXPO仕様のカウンタダウンボード等を設置します。また、開催2年前限定の新たなデザインにより街なかを彩り、開催2年前の祝祭感を演出します。

(1) カウンタダウンボードの設置

- ・瀬谷駅北口広場、三ツ境駅ペDESTリアンデッキ、新横浜駅交通広場
- 【設置期間】3月19日～GREEN×EXPO終了まで（予定）



〈カウンタダウンボード 設置イメージ〉

(2) 会場周囲の仮囲いの装飾

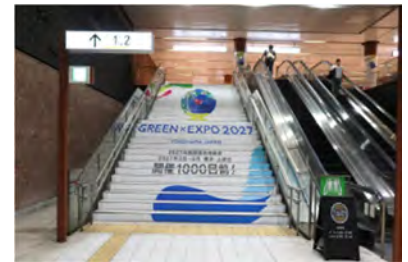
- ・GREEN×EXPO 2027の会場となる旧上瀬谷通信施設の工事現場の仮囲いを、市内の中学生がGREEN×EXPOをイメージして描いた絵画やGREEN×EXPOデザインで装飾
- 【実施期間】3月19日～当面



〈仮囲い 装飾イメージ〉

(3) 横浜都心部や会場周辺駅の装飾

- ・壁面広告：横浜駅、新横浜駅、元町・中華街駅、瀬谷駅 等
 - ・柱巻き広告：馬車道駅、新横浜駅
 - ・階段広告：新横浜駅、馬車道駅
- 【実施期間】3月初旬から順次実施予定



〈馬車道駅 階段広告イメージ〉

2027年国際園芸博覧会「GREEN×EXPO 2027」の概要

開催場所：神奈川県横浜市（旧上瀬谷通信施設）
開催期間：2027年3月19日（金）～ 2027年9月26日（日）
テーマ：幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
博覧会区域：約100ha（内、会場区域80ha）
クラス：A1（最上位）クラス（AIPH承認+BIE認定）
参加者数：1500万人（有料来場者数：1,000万人以上）



公式マスコットキャラクター
「トウクトウク」

©Expo 2027

お問合せ先

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課担当課長 古市 悟志 TEL:045-671-4866



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



令和7年3月19日

各地区連合町内会 会長 様
各自治会・町内会 会長 様

社会福祉法人横浜市中区社会福祉協議会
会 長 松澤 秀夫

令和7年度 会費・募金等のご依頼について

日頃より、本会の事業推進に格別のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、各自治会・町内会の皆さまには、今年度も中区社会福祉協議会会費並びに中区社会福祉協議会が事務局を担う各団体の募金等にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

令和7年度の各会費、募金等のご依頼時期については、以下の通りを予定しております。詳細は、それぞれ別途ご案内致しますので、引き続きご協力いただきますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

【会費・募金等の募集時期（予定）】

	内 容	募集時期	区連会での依頼月
1	日本赤十字社会費	5月～6月	4月
2	中区安全安心推進協会賛助金	5月～6月	4月
3	中区社会福祉協議会会費	7月～9月	7月
4	赤い羽根共同募金	10月～12月	9月

<事務局>

中区社会福祉協議会 担当：小泉
電話 681-6664 FAX 641-6078

新たなパスポート（2025年旅券）の発給と申請手続等の変更点について【情報提供】

1 趣旨・概要

令和7年3月24日申請分以降、偽造・変造対策を大幅に強化した新たなパスポート（2025年旅券）の発給が始まるとともに、申請手続等が変更されます。申請から交付までの日数や申請手数料が変わるほか、これまでの切替申請に加え、新規申請においてもオンライン申請をご利用いただけるようになります。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 パスポート申請手続等の変更点（令和7年3月24日申請分以降）

(1) 「2025年旅券」の導入

ア 偽造・変造対策を大幅に強化した「2025年旅券」の発給が開始されます。顔写真ページがプラスチック基材となり、レーザーで印字・印画されます。

イ 現行、各都道府県旅券事務所で旅券を作成していますが、「2025年旅券」は国立印刷局で集中的に作成された後、各都道府県旅券事務所に配送されます。そのため、パスポート申請から交付までにかかる日数が以下のとおり変更されます。

窓 口	現 行	変更後 (3/24申請分から)
横浜市パスポートセンター (中区・産業貿易センタービル2階)	6日間	9日間
センター南パスポートセンター (都筑区・センター南駅構内1階)	8日間	11日間

※パスポートの有効期限を確認し、十分余裕をもって申請をお願いします。

(2) オンライン申請の利便性が向上

ア 切替申請のみ可能であったオンライン申請が新規申請にも拡充され、ほとんど全ての申請でマイナポータルを通じたオンライン申請※が可能になります。オンライン申請をしていただくと、来庁は受取時の一回のみで済みます。(これまでどおり紙の申請書による窓口での申請もできます。)

※マイナポータルの利用にはマイナンバーカードが必要です。

イ オンライン申請では戸籍の情報がシステムにより連携されるため、戸籍謄本の提出が不要になります。

ウ 申請手数料が変更され、オンライン申請の場合は窓口申請に比べて 400 円安くなります。

申請方法		現 行	変更後 (3/24 申請分から)
10年有効 パスポート	窓口	16,000 円	16,300 円
	オンライン		15,900 円
5年有効 パスポート	窓口	11,000 円	11,300 円
	オンライン		10,900 円

横浜市パスポートセンターWEB ページ

2次元コード→



市民局パスポートセンター
担当 田嶋、入江
電話 045-671-9580 /FAX 045-671-9590
メール sh-passport-sb@city.yokohama.lg.jp

3月24日申請分からパスポートが変わります！

1 「2025年旅券」の導入【安全に！】

- (1) 2025年3月24日申請分から、偽造・変造対策を大幅に強化した「2025年旅券」の発給が開始されます。
 - ▶ 現行、申請者から申請を受理した都道府県旅券事務所で旅券を作成していますが、2025年旅券は国立印刷局で集中的に作成し、都道府県に配送のうえ、申請者に交付します。
 - ▶ 顔写真ページがプラスチック基材となり、レーザーで印字・印画されます。
- (2) 国立印刷局から配送するため、申請から交付までの日数が以下のとおり変更になります。
 - ▶ パスポートの有効期限を確認し、十分余裕をもって申請をお願いします。

窓口	現行	変更後（3/24申請分から）
横浜市パスポートセンター （中区・産業貿易センタービル2階）	6日間	9日間
センター南パスポートセンター （都筑区・センター南駅構内1階）	8日間	11日間



新しいパスポートと、
一つ先の未来へ



横浜市パスポートセンターWEBページ
2次元コード

2 オンライン申請の利便性が大幅に向上【便利に！】

- (1) ほとんど全ての申請でマイナポータルを通じたオンライン申請※が可能になります。
 - ▶ オンライン申請なら、来庁は受取時の1回のみ！
 - ※マイナポータルの利用にはマイナンバーカードが必要です。
- (2) オンライン申請では戸籍の情報がシステムにより連携されるため、戸籍謄本の提出が不要になります。
- (3) 手数料が以下のとおり変更されます。オンライン申請だと窓口申請に比べ400円お得になります！

申請方法		現行	変更後（3/24申請分から）
10年有効パスポート	窓口	16,000円	16,300円
	オンライン		15,900円
5年有効パスポート	窓口	11,000円	11,300円
	オンライン		10,900円

問合せ先 **横浜市市民局 パスポートセンター**
TEL：045-671-9580 FAX：045-671-9590
（平日9：00～16：45）

自治会町内会向けデジタルツール展示・相談会実施報告について【情報提供】

1 趣旨

市内 3 か所、118 団体の参加をいただき、自治会町内会活動におけるデジタルツールの活用（回覧板や会費集金等のデジタル化）に関するデジタルツール展示・相談会を実施しました。当日の資料や各事業者の発表等の動画を市 Web ページに公開をしましたので、お知らせいたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で情報提供をお願いします。



▲事業者ブースで説明を受ける自治会町内会の様子

3 実施状況の報告

(1) 参加団体等

118 団体（参加者数 168 人）、連携事業者 15 者

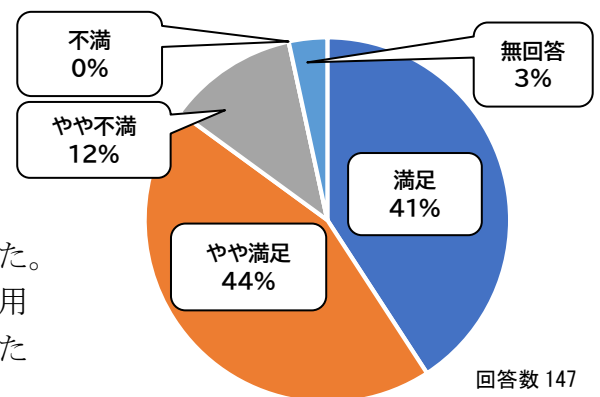
(2) アンケート結果（回収数 147）

・展示・相談会の満足度

85%の方が「満足」「やや満足」にご回答いただきました。

・主なご意見

- ・複数の企業からまとめて話が聞けて良かった。
- ・それぞれの特徴はだいたい理解できた。運用方法や費用が様々なので、自分たちに合ったものを探したい。
- ・デジタルと紙の二重管理が必要と思う。



▲展示・相談会の満足度（アンケート結果）

4 当日の資料・動画等

市民局 Web ページにて、公開をしています。

併せて、自治会町内会向けに、デジタルツール（例：スマートフォンや LINE など）に関する講習会をしていただける活動団体（費用負担が生じる場合あり）の情報等、デジタル化に役立つ情報も掲載しています。ぜひご覧ください。



横浜市 自治会町内会 DX

検索

▲自治会町内会 DX 応援事業 Web ページ

市民局地域支援部地域活動推進課
担当 松永、石栗
電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734
Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

「令和7年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について【事業説明】

1 事業の趣旨

「横浜市市民活動保険」は、より住みやすい地域の実現のため、ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して運営しています。令和7年度もこれまでと同様に、継続して実施します。是非ご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 令和7年度横浜市市民活動保険補償内容（令和6年度補償内容から変更はありません）

賠償責任保険（限度額）		傷害保険	
身体賠償	1名 1億円	死亡	1名 500万円
	1事故 5億円	後遺障害	後遺障害の程度に応じた金額 （1名 上限500万円）
財物賠償	1事故 500万円	入院	1日 3,500円（180日限度）
保管物賠償	1事故 500万円	通院	1日 2,500円（90日限度）
免責金額 （自己負担額）	5,000円	手術	入院の手術 35,000円 外来の手術 17,500円

4 添付資料

リーフレット「令和7年度横浜市市民活動保険のご案内」



5 主な配布先

各区総務課、各区区政推進課広報相談係、各区市民活動支援センター、
地域ケアプラザ 等

本市ホームページにも掲載します。

※ 令和7年度横浜市市民活動保険事業は、予算案が横浜市会において議決されることが実施の条件となります。

令和7年度 横浜市市民活動保険のご案内

ボランティア活動中のケガや、他人の物を壊した場合などの補償制度です。

令和7年4月1日午後4時～翌年4月1日午後4時に発生した事故が対象です。
補償内容等が年度によって変わる場合がありますので、必ずご確認ください。

特徴

- **保険料は不要です。**
- **事前の登録・加入手続きは不要です。**
- **事故発生後に手続きをしていただけます。**

ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、横浜市が保険料を負担し、保険会社と契約をしています。活動者には事故発生後に、日頃の具体的な活動内容や、事故の状況を書面で報告していただきます。それに基づき横浜市と保険会社が審査を行い、要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。

※ 詳しい手続き方法・必要書類については、最後のページをご確認ください。

対象

もっぱら市内で、次の**4つの要件を全て満たす**ボランティア活動を行う方。

- ① **自主的に**構成されたグループや個人、地域住民組織である自治会町内会が行っている活動
- ② **無報酬**の活動（交通費などの実費の支給を除く）
- ③ **継続的・計画的**に行っている活動
- ④ **公益性**のある(他人や社会に貢献する)活動

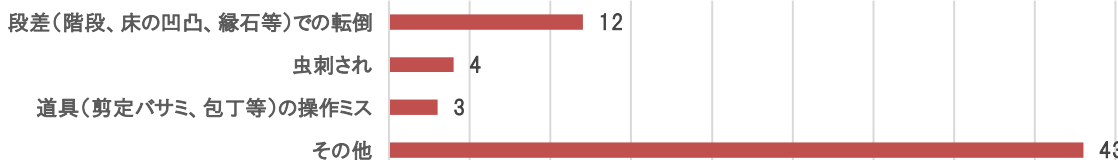
対象となる活動の例は次ページ

※ 対象となるボランティア活動には次の行為も含まれます。

- ・ 集合地又は出発地及び解散地と自宅との**通常考えられる経路の往復途上**（国内に限る）
- ・ 活動に必要な会議・会場設営の**準備活動、後片付け**

事故の原因は？

【傷害事故: 令和6年4月～令和6年12月】



負傷内容は？



どうぞ気を付けてご活動ください。

対象となるボランティア活動の例



1	社会福祉施設等への援護活動	行事の手伝い、習い事の指導、慰問 等
2	高齢者、障がい児・者等への援護活動	配食サービス、生活介助、手話通訳・点訳・朗読奉仕 等
3	清掃活動	公園・河川・公道等の不特定多数の方が利用する場所の清掃・美化活動 等
4	資源回収・リサイクル活動	
5	公共的団体が行う募金活動	共同募金、交通遺児募金 等
6	地域防災・防犯活動	地域防災拠点の運営、地域の防災訓練の運営・指導、避難所での配食活動、防犯パトロール 等
7	交通安全活動	通学路での児童の見守り、自転車放置防止 等
8	保健衛生活動	食生活改善指導、健康に関する啓発 等
9	スポーツ活動の指導・運営	各種スポーツの指導、競技会の企画・運営・審判 等
10	文化活動の指導・運営	絵画・音楽・パソコン・各種学習の指導、講座の企画・運営 等
11	地域住民組織の運営	自治会町内会や老人クラブ、子ども会の運営、自治会町内会役員会等の会議への参加、広報物の配付・掲示 等
12	市(区)主催・共催事業の企画・運営	講演会、展示会等の企画・運営 等



次の活動は対象になりません。(主な例)

- (1) 勤務中や職業に従事しているときの活動、委託契約に基づく活動(報酬の有無にかかわらず、対象外)
- (2) 民生委員・児童委員、スポーツ推進委員などの非常勤特別職の地方公務員としての活動
(公務災害等の補償があります)
- (3) 学校管理下での活動(例:市立学校の授業で川の清掃を行う生徒と、それを指導する地域の方)
- (4) 単位取得や学習のために行う活動(例:学校の宿題として課された活動)
- (5) 金額にかかわらず、謝金・手当など、労働の対価が支給される活動(交通費・食費などの実費の支給は可)
- (6) 一時的、突発的な善意の行為(例:一時的な手伝い、突然倒れた人を助ける行為)
- (7) 親睦が目的の活動、サークル活動(例:団体の親睦会、活動後の慰労会、趣味の活動)
- (8) 互助的な活動(例:集合住宅の敷地内の清掃、共有財産の管理、ごみ集積場所の清掃)
- (9) 特定の個人や特定の団体の利益のための活動
- (10) 政治、宗教、営利に関わる活動(例:祭礼等の宗教行為を含む行事、宗教施設の維持管理等)
- (11) チェーンソーを使用する森林ボランティア活動 (賠償責任事故のみ対象となります)
 - ① 防災訓練やイベントの参加者、講座の受講者は対象になりません。(スポーツ活動の運営者であっても競技参加中の事故は対象外となります)
 - ② 本市が執行する他の保険とは併用できません。(個人で加入している民間の保険との併用は可能です)
 - ③ 本市が所有する施設への賠償責任事故には適用できません。

補償内容



賠償責任事故	ボランティア活動中にボランティア活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったりなどした結果、被害者から損害賠償を求められ、 法律上の賠償責任を負った場合に 保険金が支払われます(道義上の責任のみでは支払対象となりません)。 ※免責金額(自己負担額)5,000円を超える部分について支払われます。			
	区分	保険金額(限度額)	自己負担額	内容
	身体賠償	1名 1億円 1事故 5億円	5,000円	他人の身体に損害を与えた場合
	財物賠償	1事故 500万円		他人の財物に損害を与えた場合
保管物賠償	他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合			

傷害事故	ボランティア活動中に発生した 急激かつ偶然な外来事故(※) によって、ボランティア活動者が死亡・負傷した場合に保険金が支払われます。		
	区分	保険金額	内容
	死亡	1名 500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に死亡した場合
	後遺障害	程度により 1名 20~500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合
	入院	1日 3,500円 (180日限度)	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に入院または通院した場合 ※実際にかかった費用ではなく、入院・通院の日数で計算します。 ※ 医師のいる医療機関 で診断・治療を受けてください。
	通院	1日 2,500円 (90日限度)	
手術	入院の手術 35,000円 外来の手術 17,500円	入院保険金が支払われる場合で、事故の日から180日以内に傷害の治療のために手術を受けた場合(1回の手術に限る)	

※急激かつ偶然な外来事故とは

- ・ **急激**・・・原因または結果の発生を**避け得ない**程度に急迫した状態
- ・ **偶然**・・・原因または結果の発生が対象者にとって**予知できない**状態
- ・ **外来**・・・原因の発生が対象者の身体に内在するもの(**持病等**)ではないこと



支払いの対象とならない主な例

■賠償責任事故・傷害事故 共通

・地震、噴火、または津波による事故 ・活動者の故意による事故 ・活動者の心神喪失による事故 等

■賠償責任事故

- ・ 車両の所有、使用、または管理に起因する事故
- ・ 故意又は重大な過失により法令に違反して製造、販売又は提供した物による事故
- ・ 自身(団体)の財物の滅失、き損または汚損
- ・ 活動者の親族に対する事故 等

■傷害事故

- ・ 熱中症
- ・ 対象者の脳疾患や疾病によるもの
- ・ 細菌性食中毒
- ・ むち打ち症や腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見がないもの
- ・ 自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔運転による事故
- ・ 重大な過失による事故
- ・ 長時間立って作業をしたことでひざを痛めた 等

事故が起こった際の手続き方法



1 (ケガをした場合)すぐ病院へ行く

事故によるケガの状態を把握し、適切な治療を受けるために**医師のいる病院**へ行きます。

2 区役所へ連絡する(原則 30 日以内)

事故が発生した場合は、お近くの**区役所総務課**まで電話等でご連絡ください。手続き方法をご説明いたします。

3 区役所に必要書類を提出する(事故報告書の様式を受け取った日から原則 14 日以内)

■ 区役所から「**事故報告書(様式)**」をお渡します。必要事項を記入し、**書類(下表参照)**と一緒にご提出ください。

保険の対象要件(確認事項)		提出書類の例
1	自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である	規約、会則、チラシ、ボランティア募集チラシ・パンフレット等
2	無報酬の活動である	
3	公益性のある活動である	
4	継続的・計画的に実施されている活動である	事業計画書、案内文、チラシ・パンフレット 等
5	申請者(活動者)が事故日に活動していた	当日の活動者名簿、当番表、ボランティア登録票 等
6	【往復経路での事故の場合のみ】 事故は、適切な経路上で発生している	「自宅～活動場所」の経路と事故発生場所が示された地図

■ 「**事故報告書**」には、**事故や活動を証明できるご家族以外の第三者の氏名・住所等を記載**していただきます。

■ **市が、対象となる活動であると認める場合に、保険会社から保険金の請求に必要な書類をお送りします。**

4 保険会社に保険金の請求書を提出する

■ **賠償責任事故の場合**は、被害者との間で示談が成立した時、または調停、裁判上の和解、判決等、書面による合意が成立した後にご提出ください。

■ **傷害事故の場合**は、日常生活に支障がない程度まで回復された時、または事故発生日から 180 日を経過した時にご提出ください。

■ **請求内容について保険会社が確認・調査した結果、対象事故であると認める場合に、保険金が支払われます。**

よくあるご質問

横浜市ホームページに掲載しています。 [トップページ](#) [市民活動保険](#)



Q1: 市民活動保険が利用できるのなら、自分で契約していた保険は解約しても大丈夫ですか？

→市民活動保険は万が一の事故のための最低限の補償を行う制度のため、活動内容を踏まえ、どの範囲の補償が必要か十分に検討してください。なお、任意で契約した民間の保険と併用できる場合もあります。

Q2: 申請書類に名簿等の提出が必要とありますが、個人情報の取扱はどのようにになりますか？

→全員の名簿は必要ありません。申請する方や関係する方の記載部分のみご提出ください。また、ご提出の際は団体代表者や該当者の了解を得る等、ご調整ください。

(各区役所総務課)	お問い合わせ・申請先	青葉区	Tel 978-2212 Fax 978-2410	港南区	Tel 847-8305 Fax 841-7030	戸塚区	Tel 866-8308 Fax 881-0241
		旭区	Tel 954-6006 Fax 951-3401	港北区	Tel 540-2206 Fax 540-2209	中区	Tel 224-8112 Fax 224-8109
		泉区	Tel 800-2312 Fax 800-2505	栄区	Tel 894-8311 Fax 895-2260	西区	Tel 320-8308 Fax 322-9847
		磯子区	Tel 750-2311 Fax 750-2530	瀬谷区	Tel 367-5611 Fax 366-9657	保土ヶ谷区	Tel 334-6373 Fax 334-6390
		神奈川区	Tel 411-7006 Fax 324-5904	都筑区	Tel 948-2212 Fax 948-2208	緑区	Tel 930-2211 Fax 930-2209
		金沢区	Tel 788-7705 Fax 786-0934	鶴見区	Tel 510-1653 Fax 510-1889	南区	Tel 341-1224 Fax 241-1151
	市外局番 045						

<作成・発行> 横浜市市民局地域活動推進課

Tel : 045-671-3624 / Eメール: sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

令和7年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について【情報提供】

1 趣旨

令和7年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について、内容の詳細をご案内させていただきます。自治会町内会向けの補助金の新設や拡充等が盛り込まれていますので、ぜひご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

地区連合町内会も対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。

3 今回ご案内する支援制度について（参考：別紙一覧参照）

- (1) 地域の防犯力向上緊急補助金【新設】・・・資料1
- (2) 地域防犯カメラ設置補助金【拡充】・・・資料2
- (3) 地域活動推進費補助金【拡充（各区連会でご案内）】
- (4) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金【継続】・・・資料3
- (5) LED防犯灯事業【継続】・・・資料4

4 備考

令和7年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

【各制度所管担当】

<p>(防犯関連) 市民局地域防犯支援課 (1) 地域の防犯力向上緊急補助金 LED防犯灯事業 電話 045-671-3709 佐々木、石橋 (2) 地域防犯カメラ設置補助金 電話 045-671-3705 川口(大)、早野 メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp</p>	<p>(地域活動、会館脱炭素化関連) 市民局地域活動推進課 (3) 地域活動推進費補助金 川口(喜)、笹尾 (4) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 松永、高橋 電話：045-671-2317 メール：sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp</p>
---	---

市民局（一部総務局） 令和7年度 自治会町内会活動への補助一覧

	補助内容等（下線部：変更点）	申請時期	問合せ・申請先
補助の新設 地域の防犯力向上緊急補助金	自治会町内会等が、地域の防犯力向上に向け実施する公益的な取組（例：防犯パトロール実施、防犯啓発グッズ作成・購入、センサーライト等防犯設備機器整備、防犯講座開催）への補助。 <u>補助率 9/10、上限 20 万円</u> ※資料1参照	4～10月	【4月1日～】 受付センター 電話 045-550-5125
上限額引き上げ 地域防犯カメラ設置補助金	自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当該カメラ設置工事・看板設置にかかる経費（新規設置・更新とも可）への補助。 <u>補助率 9/10、上限 21 万→28 万円</u> ※資料2参照	4～7月	区地域振興課
上限額引き上げ (単位自治会町内会への補助のみ) 地域活動推進費補助金	自治会町内会が公益的活動（環境美化、防災・防犯、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費等への補助 <u>上限額 700 円→900 円</u> ×加入世帯数（※連合に対する補助率等は別途算定基準あり）	4～6月	区地域振興課
補助の継続 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	自治会町内会館等に、LED 照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。 <u>補助率 2/3、上限あり</u> ※資料3参照	4～9月	【4月1日～】 市住宅供給公社(予定) 電話 045-451-7740
地域防犯灯維持管理費補助金	自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維持管理経費への補助。 <u>地域防犯灯の数×2,200円（年、定額）</u>	4～6月	区地域振興課
自治会町内会館整備費補助金	昨年、7年度会館整備の事前申出をした自治会町内会等を対象に、整備に関する経費の補助。 <u>補助率 1/2、上限：新築・購入 1500 万円（1㎡あたり 12.5 万円を限度）、修繕 250 万円等</u>	※8年度整備に向けた事前申出 4～6月	区地域振興課 （4月市連会・区連会にて案内）
町の防災組織活動費補助金	町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用 各団体の申請世帯数等に応じて支給（1世帯 160 円）	4～6月	区総務課 （区連会にて案内）

※LED 防犯灯事業：自治会町内会等の申請により 300 灯（電柱共架型）の新設（申請時期：4～5月、問合せ・申請先：区地域振興課）

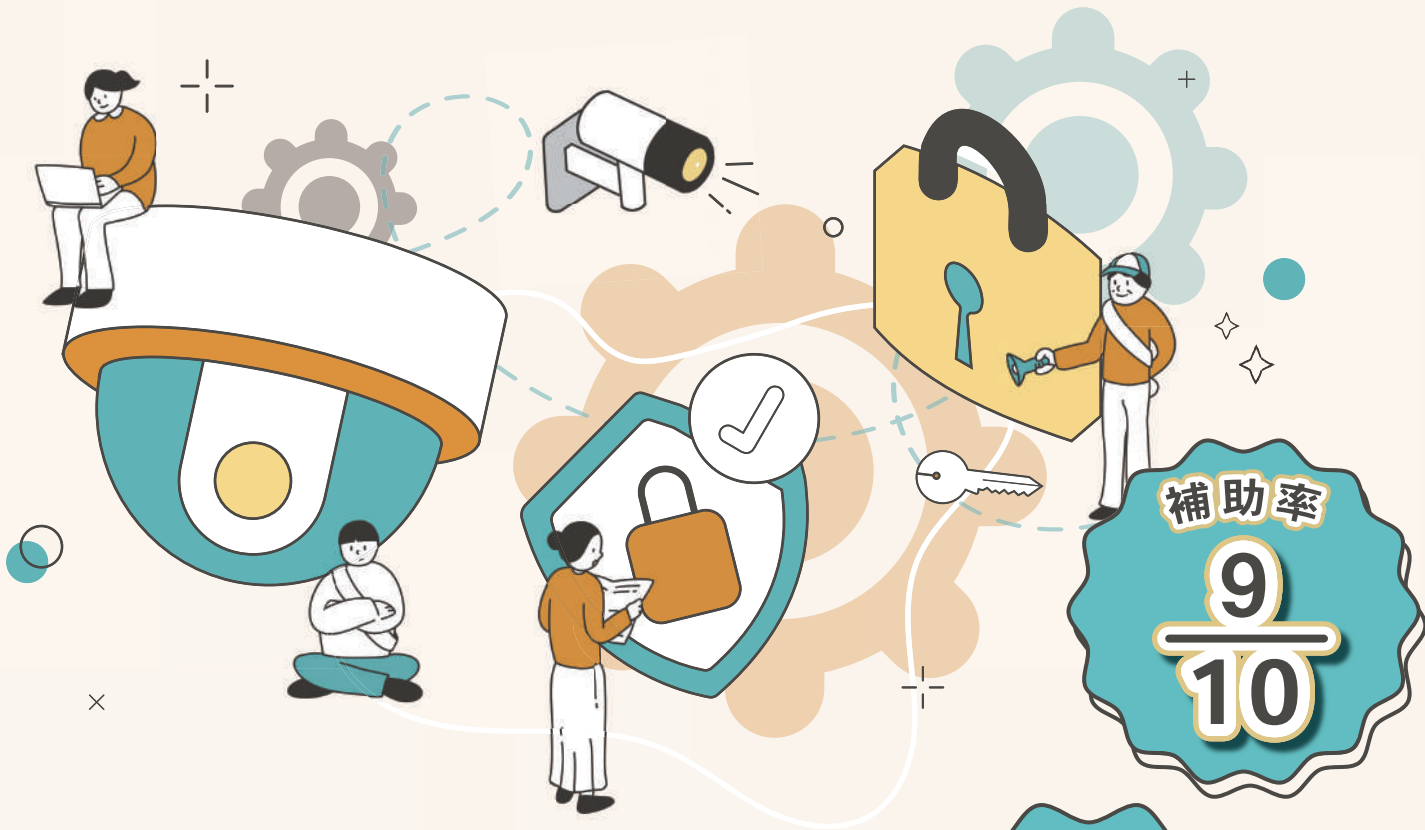
※令和7年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。 ※資料4参照

— 令和 7 年度 —

地域の防犯力向上

緊急補助金で

まちの安全、高めませんか？



 自治会町内会・地区連合町内会

申請期間 ※1

令和7年 4月1日〔火〕 — 10月31日〔金〕


※1 申請は1団体につき1回です。

※2 補助対象事業合算での上限額（千円未満切り捨て）

補助上限額

20万円 ※2

横浜市 地域の防犯力向上緊急補助金 ウェブページ

検索 地域の防犯力向上緊急補助金 

申請手続やよくある質問等は
こちらをご覧ください。



補助制度の概要

＞ 対象団体

自治会町内会・地区連合町内会

＞ 補助要件

- 1 自治会町内会・地区連合町内会が地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組であるもの。
- 2 本事業の利用に際し、地域の防犯力向上を目的として、地域の防犯力を高める取組について検討し、意思決定を行った上で実施するもの。
- 3 令和7年4月1日から同年10月31日までの日付で発行された領収書(団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの)の写しの添付のあるもの。
- 4 交付申請兼実績報告書を令和7年10月31日までに提出可能なもの。
- 5 事業の実施に必要な手続や実施後の管理等を、団体の責任において適切に行えるもの。

＞ 補助率 / 補助上限額

10分の9 / 20万円

※ 補助対象事業(取組)合算での上限額(千円未満切り捨て)

※ 1団体につき、申請は1回です。

ウェブページのご案内

申請の手引・よくある質問・申請書等の詳細情報は、

横浜市ウェブページでご案内しています。

WEBページは
こちら

地域の防犯力向上緊急補助金

📁 参考URL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bohan/hojokin/>



申請手続の流れ

みんなで考えよう!

たとえばこんな取組



ステップ1

やることを決める

団体内で話し合ってください、取組を決めます。

防犯パトロールの実施



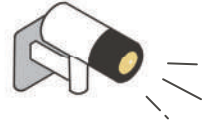
- ▶ 青色回転灯等装備車(青パト)にかかる費用
- ▶ 地域防犯パトロール活動に必要な物品(防犯ベスト、誘導灯等)の購入

防犯啓発グッズの作成・購入



- ▶ 防犯啓発用のぼり旗の購入や掲示板の設置
- ▶ 各戸の玄関や外壁に貼る防犯・見守りステッカーの購入
- ▶ 防犯啓発チラシの作成

センサーライト等の灯りの整備



- ▶ 地域の暗がり解消するためのセンサーライト等の灯りの整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備(交換)する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 ※

その他防犯設備機器の整備



- ▶ 防犯カメラ等の防犯設備機器の整備
- ▶ 整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備(交換)する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 ※

防犯講座の開催



- ▶ 地域住民を対象とする防犯講座、研修会、相談会への講師費用
- ▶ 講座用チラシ、講習内容のレジュメ作成・印刷に要する費用
- ▶ 講座当日に配布する冊子やサンプル物品の購入

その他



- ▶ 見守りの必要な方に貸与するために、迷惑電話防止装置を購入
- ▶ 見通しが悪く防犯上死角になる場所の樹木の剪定

※ 自治会町内会管理である旨 明示しましょう



ステップ2

取組を行う、支払う

支払う際は、必ず **領収書** をお手配ください。



ステップ3

申請する

「交付申請兼実績報告書(第1号様式)」を提出します。



ステップ4

請求する

交付決定兼額確定の通知が届いたら補助金請求書を1か月を目途に提出します。最終提出期限は令和7年12月26日(金曜日)です。

取組・申請期間

令和7年 4月1日 > 令和7年 10月31日
火曜日 金曜日

補助対象外について

＞ 補助対象外の事業（取組）

- × 地域の防犯力向上に繋がらず、特定の個人のみの方防犯対策に留まるもの
- × 地域活動推進費補助金、地域防犯カメラ設置補助金、地域防犯灯維持管理費補助金、自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金、その他国や自治体等の補助金・交付金・助成金等を既に受けたもの又は受けようとするもの
- × 第三者に寄附（LED防犯灯寄附要綱に基づくLED防犯灯の寄附を含む。）、譲渡、売り払い等を行うことを目的として実施するもの
- × 補助対象経費以外の経費と混同して計算されており、補助対象経費との区別ができないもの

＞ 補助対象外の経費

⚠ 補助対象の事業であっても下記の経費については **対象外** とします ⚠

- × 各種保証・保険料、振込手数料
- × 既存防犯設備等の撤去のみを実施する経費
- × サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
- × ポイントサービスを利用することにより値引きされた額及び当該購入により付与されたポイントサービス相当額
- × 使用することを想定せず、予備的又は将来に備えるための費用
- × 飲食等に要する費用
- × 政治的活動又は宗教的活動に資する費用
- × 交際費、慶弔費、祝金、見舞金、裁判費用、金券類、宿泊費
- × 本補助金の申請手続に必要な費用（切手代、コピー代等）

🔄 お問い合わせ・申請先

開設期間 > 令和7年4月1日 から 令和8年2月27日 まで

防犯緊急補助金 受付センター

（市委託事業者）

📞 045-550-5125

受付時間 > 9:00-17:00（土日祝を除く）

✉️ bouhan2025
@imagination.co.jp



〒231-8691

横浜港郵便局 私書箱第147号 横浜市防犯緊急補助金 宛

メール 又は 郵送 でご申請ください

令和7年度 地域防犯カメラ設置補助制度について

1 事業の趣旨

地域における防犯活動への支援の一環として、防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を、令和7年度も実施いたします。

地域防犯カメラの設置をご検討される場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を各区地域振興課までご提出ください。

2 制度の概要

(1) 申請書及び添付書類の提出期限：**令和7年7月31日（木）必着**

各区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、お早目をお願いします。

申請の手引及び申請書の配付場所：各区地域振興課または市民局ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/camera/kamera2.html>

または、**横浜市 地域防犯カメラ設置補助金** で検索できます。

(2) 申請書類提出先：

- ・各区地域振興課（持参または郵送）
- ・横浜市電子申請・届出システム

【主な提出書類】

- ・申請書（第1号様式）、見積書、収支計算書（第2号様式）

詳しくは、申請の手引きをご覧ください、各区地域振興課へご相談ください。

(3) 補助金交付までのスケジュール

令和7年3月～	<ul style="list-style-type: none"> ・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成 設置場所の近隣住民の同意の取り付け ・防犯カメラ設置について関係機関へ相談、協議 (区役所地域振興課、警察署、東京電力、NTT、土木事務所 等)
7月31日まで	・補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出
9月末頃	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付決定（横浜市から交付、不交付の決定を通知します） ※以降、機器購入・工事契約が可能となります
令和8年2月中旬まで	・防犯カメラ設置工事完了後、横浜市へ実績報告書類を提出
3月頃	・補助金交付

(4) 補助条件等

① 補助対象の防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、**道路や公園等の公共空間**を撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラが対象となります。

防犯カメラの機能強化に係る設置機器の更新も補助の対象となります。

防犯カメラの設置及び運用については、プライバシー保護のために、総会、役員会等で合意を得ることが必要です。また、設置箇所周辺の住民にも必ず同意を得てください。

② **補助対象団体**：自治会町内会、地区連合町内会

③ **補助対象経費**

防犯カメラの機器購入費及び当該カメラ設置工事にかかる経費
※電気料金、修繕、点検などの維持管理費は補助対象外

④ **補助内容**

防犯カメラ 1 台ごとに補助対象経費の 10 分の 9
補助上限額：280,000 円

⑤ **補助予算台数**

180 台

予算の範囲内で交付決定をするため、申請をいただいても補助されない場合や、申請した台数の一部が補助されない場合があります。その場合、防犯活動の取組状況・犯罪発生状況などを考慮し、補助金の交付を決定します。

⑥ **令和 6 年度からの変更点**

- ・補助上限額が 21 万円から 28 万円へ、補助予算台数が 150 台から 180 台へ拡充します。
- ・防犯カメラの機能強化に係る設置機器の更新についても補助の対象とします。
- ・公園内のみを撮影する防犯カメラにあっても補助の対象とします。
- ・提出書類の省略など、申請手続きを簡略化します。

【参考】民間事業者による防犯カメラ設置の取組

自治会町内会が飲料自動販売機の設置場所を提供できる場合、その売上・利益により、防犯カメラの設置費用等を賄う取り組みをしている事業者があります。横浜市地域防犯カメラ設置補助制度を利用せずに防犯カメラの設置を検討する場合は参考にしてください。

※設置条件等については飲料メーカーごとに異なります。詳細につきましては、横浜市 HP をご覧いただくほか、神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課までお問い合わせください。

神奈川県HP→<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f5g/anan/annet/index.html>

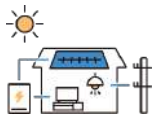
横浜市HP→



市民局地域防犯支援課

電話：045-671-3705

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp



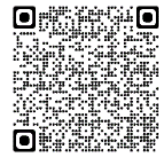
4月1日～ 申請受付開始(予定)

申請期限9月末／予算上限に達し次第、受付終了

会館への
省エネエアコン・
太陽光発電設備等
の設置に補助
(補助率 2/3)

建築士が、
現地にてご相談を
お受けします
(訪問アドバイザー派遣
4/1～予約開始)

「7年度版 募集案内」



横浜市 会館脱炭素

公開しました

■申請までの 3ステップ

- ① **施工案作成** 対象製品・工事内容・予算等の確認、事業者へ見積依頼
- ② **会の意思決定** 自治会町内会としての意思決定(総会・定例会等での確認)
- ③ **申請準備** 「募集案内」を確認して、申請に必要な書類の作成・準備

■対象製品 ※補助基準の詳細は、「募集案内」参照

LED 照明器具	エアコン	断熱窓など
 <p>補助上限額 60万円</p> <p>省エネ性能 ★★★★☆4.0</p> <ul style="list-style-type: none"> 統一省エネラベル省エネ性能★4以上 省エネ型製品情報サイト未掲載の場合 トップランナー基準達成製品 <p>電球形 LED ランプのみの 交換も対象 (トップランナー基準達成製品)</p>	 <p>補助上限額 130万円</p> <p>省エネ性能 ★★★★☆2.4</p> <p>統一省エネラベル省エネ性能 ★2.4以上</p> <p>家庭用 業務用</p> <p>トップランナー基準達成製品</p>	 <p>断熱窓 太陽光 発電設備 蓄電池</p> <p>補助上限額 合算で 200万円</p> <p>いずれかの実施でも申請ができます。 ※断熱窓:会館の状況により、補助基準に合う製品が 見当たらない場合はお問合せください。</p>

■対象団体

会館を所有している※自治会町内会・地区連合町内会
※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点としている町内会
等も補助対象とします。

■[4/1～] 申請書提出先／訪問アドバイザー事前予約／問合せ先

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話 **045-451-7740**

受付時間 平日9時～17時

●申請方法は、
横浜市住宅供給公社へ、
Eメール、郵送、
公社窓口持参(予約制)

※本補助金の実施は、令和7年度横浜市予算案が横浜市会において、議決された後に確定します。

事業実施主体:横浜市市民局地域活動推進課 電話 045-671-2317

令和6年度 自治会町内会館脱炭素化推進事業

実績報告

補助制度をご活用いただき、ありがとうございました

■補助申請実績

435件

○整備項目別件数

LED照明	エアコン	断熱窓	太陽光発電	蓄電池
246件	301件	21件	8件	7件

※1申請につき、複数項目の申請が可能のため、整備項目別件数の合計は、補助申請実績435件と一致しません。

■太陽光パネルの設置や窓の断熱化で、脱炭素+αの効果も

- ・太陽光パネルを設置いただいた自治会では、省エネだけではなく、停電時などの電源の供給に活用する計画です。
- ・窓の断熱化として、内窓を設置した自治会では、断熱効果のほかにも、遮音性能が向上し、カラオケの音漏れにも効果があった、という声が聞かれました。



↑太陽光パネルの設置



↑窓の断熱化（内窓の設置）

■脱炭素普及セミナーも開催

整備後の会館で「脱炭素普及セミナー」を実施しました（18か所）。脱炭素の取組の大切さやメリットの説明とともに、太陽光発電量を確認したり、断熱窓を触ってみたいりと、効果を実感していただくことで、ご家庭での脱炭素に向けた行動につなげていただくことを目指しました。

ご協力いただきました自治会町内会の皆さま、ありがとうございました。



↑セミナーの様子

↑セミナーの開催報告を回覧していただきました

LED防犯灯事業について【お知らせ】

(1) 横浜市のLED防犯灯について

横浜市が管理する防犯灯 約 18 万灯	
電柱共架型 約 16 万灯 (電柱につけた灯具を管理)	鋼管ポール型 約 2 万灯 (独立柱を建て、灯具をつけて柱ごと管理)
<p>灯具の横に黄色のプレートが付いています</p>  	<p>ポール本体に黄色のプレート又は銀色のシールが付いています</p>  <p>プレートタイプ</p>  <p>シールタイプ</p> 

- ・物価高騰等により事業費は年々増大していますが、電気料金など縮減できない経費が事業費全体を圧迫している状況です。このため、市では、現在ある防犯灯の維持への対応に注力しています。
- ・一方で、土地利用が変わり現在は設置基準を満たさないものがあります。街の灯り全体のバランスよい配置を目指し、防犯灯の適正配置を進めていく必要があると考えていますので、引き続き、地域の皆様の御理解、御協力をお願いします。

【横浜市防犯灯設置基準（抜粋）】

- ・設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- ・灯具は、東電柱又はNTT柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- ・防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね 25 メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(2) LED防犯灯の見守りへの御協力について

市が設置したLED防犯灯については、故障の発見・連絡や周辺草木の除去等、日常の見守りを、自治会町内会の皆様にお願いしています。

自治会町内会から移管された鋼管ポール型防犯灯は、設置から年数が経ったものも多く、劣化の著しいものも見られます。倒壊による被害を防止するためにも、見守り活動等により劣化したポールを発見した場合は、速やかな情報提供をお願いします。

ポールの劣化事例



【LED防犯灯の故障等を発見された際の連絡先】

- ・ 中区地域振興課 電話 045-224-8131
- ・ 市民局地域防犯支援課 sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

■お知らせいただきたいこと

- ① 管理番号 (黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号)
- ② 電柱番号、住所及び目標物
- ③ 不具合の内容 (「点灯していない」「昼間も点いている」「車が衝突し鋼管ポールが傾いた」「鋼管ポールの根元が腐食している」等)
- ④ 不具合発生の時期 (気づいた日) 及び時間帯

* 防犯灯は、周囲の明るさを感知して自動点灯します。周囲の状況により、点灯のタイミングが異なることがありますが、故障ではありません。

【注意：電線の垂れ下がりや切断を見つけたとき】

大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター (0120-995-007) に、直接御連絡ください。

※0120 番号をご利用になれない場合は 03-6375-9803 (有料)

【電柱の撤去に伴う防犯灯の取扱いについて (参考)】

市の電柱共架型防犯灯は、電柱事業者や土地所有者の許可を得て設置しています。電柱事業者や土地所有者等の都合により、灯具のついた電柱が撤去・移設される場合、原則として防犯灯も同時に撤去・移設となりますので、予め御承知おきください。

(3) 鋼管ポール防犯灯の全数点検及び撤去への御理解について

横浜市では鋼管ポールの劣化対策として、過去に点検を行い、その上で劣化が認められるものについて順次対応をしてきましたが、さらに劣化が進んでいる現状を踏まえ、令和7年度に市内約2万灯の全数の鋼管ポール防犯灯の点検調査を行います。点検では私有地に立入ることもありますので、予めご承知おきください。

また、著しい劣化が認められた場合、安全を考慮し撤去させていただきます。撤去後は、横浜市防犯灯設置基準に照らし合わせ、①撤去のみ、②近隣電柱に灯具を移設、③建替え (鋼管ポール型防犯灯の再整備)のいずれかの対応となります。

なお、現在設置する鋼管ポールは基礎が大きい (約直径50cm 地中深1m) ため、既設鋼管ポールと同じ場所及び周辺に設置できない場合もあります。設置可能なスペースを確保できない場合や、近隣の方の合意が得られない場合など、市では建替えできない場合があります。

市の設置する防犯灯は電柱共架型を基本としていることから、建替えは付近に電柱がなく、代替照明を設置す



る場所が無い場合に限ります。

自治会町内会が自ら灯りを設置する際、令和7年度は「地域の防犯力向上緊急補助金（申請期間4～10月）」も活用できます。鋼管ポールが撤去された場所には、代替手段として自治会町内会でのセンサーライト等の設置をあわせてご検討ください。

（４）市による新規設置を希望する際の御申請について

① 令和7年度の新規設置の御申請について

- ・市（18区）全体で 300灯（電柱共架型） の予定です（鋼管ポール型防犯灯の申請受付は行いません。）。
- ・申請の 受付は区地域振興課 へ、締切は令和7年5月30日（金） となります。
- ・『令和7年度 電柱へのLED防犯灯の新設申請の手引』にて、設置可能な条件等を確認し、御申請ください。手引と申請書類は、区地域振興課で入手できます。

令和7年度からは、付替制度を使用した防犯灯設置の申請は、通年受け付けます。

💡令和6年度から制度化した「付替制度」とは、周辺の土地利用状況が変わり、防犯灯に頼ることなく 十分な明るさを確保できるようになった場所の市管理防犯灯を撤去し、代わりに明かりが必要な場所の電柱に灯具を再設置する制度 です。新設予定数（電柱共架型300灯）とは別枠で設置できますので、積極的な御検討をお願いします。

② 申請にあたっての留意事項

- ・申請にあたり、近隣の方などの御理解を得るようにしてください。
※設置後に近隣の方とトラブルになるケースが多く発生しています。
- ・複数の申請を行う場合は、自治会町内会にて十分検討のうえ、必ず優先順位を記載して下さい（優先順位の高い申請から審査します。）。

③ その他の方法で必要な灯りを確保するには

次のような手法で必要な灯りを確保する方法もあります。御検討ください。

自治会町内会が自ら灯りを設置し、維持管理を行う	<u>令和7年度は「地域の防犯力向上緊急補助金」の利用が有利（9/10補助、上限20万円）で便利です。</u> なお、地域防犯灯維持管理費補助金の対象となる灯りを整備した場合は、翌年度以降、維持管理に係る補助金交付（年2,200円/灯）が受けられます。
自治会町内会や宅地開発事業者が、LED防犯灯を独自に設置する	<u>事前に横浜市と協議のうえ</u> 、設置基準を満たした防犯灯について設置後に横浜市へ防犯灯を寄附いただける制度があります。 ※鋼管ポール型防犯灯は寄附制度の対象外

自治会町内会活動事例集「ハマの元気印令和デジタル版 vol.3」の公開について【情報提供】

1 事業の趣旨

令和6年11月にウェブ公開した「自治会町内会のための講習会」の内容を中心にまとめた、自治会町内会活動事例集「ハマの元気印令和デジタル版 vol.3」を作成し、ホームページに公開しました。

ICTを活用した負担軽減等の活動事例を紹介していますので、自治会町内会活動のデジタル化推進をご検討の際にご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 内容

(1) 自治会町内会の現状（組織数や加入率など）

(2) 事例紹介

事例1 保土ヶ谷区 坂本町内会

「自治会 DX の実現に向けて」(LINE を活用した情報伝達)

事例2 瀬谷区 本郷第一自治会

「回覧文書の電子化」

（「いちのいち」アプリを活用した回覧、ポスターの電子配布）

事例3 南区 弘明寺公園自治会

「キャッシュレス決済導入で集金の負担を軽減」

（「エンペイ」を利用した会費集金）

(3) 自治会町内会活動への補助制度（主な補助制度を掲載）

4 公開先 URL

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu_sokushin.html

横浜市 自治会町内会への加入促進

検索



二次元コード

5 その他

データ掲載のみとなりますので、冊子が必要な場合は、お手数ですが、上記ホームページからデータをダウンロードの上、印刷いただくようお願いいたします。

事例1、2については、発表動画を上記ホームページから視聴できますので、ぜひご覧ください。

【担当】横浜市市民局地域活動推進課 川口、笹尾

電話：671-2317

Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp



<新規事例紹介>



自治会町内会アンケート調査への御協力について【協力依頼】

日頃より市政・区政に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

横浜市では自治会町内会の活動の状況を把握するとともに、今後の自治会町内会活動に対する本市の支援策の参考とするため、4年に1度「自治会町内会向けのアンケート」を実施することとしています。

このアンケート調査は皆さまの日頃の活動に関する工夫や課題、御意見等を直接伺うことのできる大変貴重な機会となっております。

つきましては、下記のとおり実施しますので、お忙しいところ大変恐縮ですが、回答に御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

1 調査対象

全ての自治会町内会 【参考】令和6年4月時点の単位自治会町内会数 2,827 団体

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。アンケートの御回答をお願いいたします。

3 アンケートの内容

別添調査票のとおり

4 回答期限

令和7年5月7日(水)

5 回答について

(1) 御回答は原則として、自治会町内会長をお願いします。

※ 会長が回答することが難しい場合は、役員の方など、会の状況に詳しい方でも構いません。

(2) 提出にあたっては、総会などで自治会町内会として議決する必要はありませんので回答者の率直な御回答をお願いします。

6 回答方法

(1) Web の場合

横浜市電子申請・届出システムより御回答ください。

<スマートフォンの場合>

右の二次元バーコードを読み取っていただき、本市電子申請ページより御回答ください。積極的な御活用をお願いいたします。



↑アンケートの
二次元コード

<パソコンの場合>

- ①「横浜市電子申請・届出システム」で検索いただき、本市電子申請ページより御回答ください。
- ②「横浜市電子申請・届出システム」の画面左上の「手続き一覧（個人向け）」をクリックし、キーワード検索に「市民局 自治会 アンケート」と入力し検索ください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/202dbb29-1dc3-4bc9-b377-4ac34075f00e/start>

(2) 郵送の場合

アンケート用紙送付時に同封する返信用封筒で御返送ください。

7 スケジュール（参考）

3月末	各区連会終了後、自治会町内会長あてに各区配送ルートを通じてアンケート用紙等を送付します。
5月7日	提出期限までに御回答・御提出をお願いします。
6～10月	調査集計・分析
11月以降	自治会町内会に結果をフィードバックします。

市民局地域活動推進課

担当：川口、笹尾

TEL 671-2317 FAX 664-0734

Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会アンケート

アンケートのご回答にあたってのお願い

- ◎ この調査票のご回答は、(原則) 自治会町内会の会長にお願いします。
- ◎ この調査は自治会町内会の活動状況を把握し、今後の自治会町内会の活動に対する本市の施策の参考資料とすることを目的としています。
- ◎ 提出にあたっては、総会などを開き自治会町内会として決議する必要はありません。
- ◎ 全ての項目にご回答をお願いします。
- ◎ 設問によって、(1つに○) (全てに○) といった、ことわり書きを付していますので、ご注意ください。また、次にご回答いただく項目を示している場合は、それにしたってください。
- ◎ アンケート実施期間：令和7年3月～令和7年5月

アンケート回答期限：令和7年5月7日(水) ※郵送の場合もこの日までに投函してください。

回答方法

◆スマートフォンによる電子申請

右の二次元バーコードを読み取っていただき、本市電子申請ページよりご回答ください。積極的なご活用をお願いいたします。



↑二次元コード

◆パソコンによる電子申請

① 「横浜市電子申請・届出システム」で検索いただき、本市電子申請ページよりご回答ください。

横浜市電子申請・届出システム

検索

② 「横浜市電子申請・届出システム」の画面左上の「手続き一覧(個人向け)」をクリックし、キーワード検索に「市民局 自治会 アンケート」と入力し検索ください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/202d-bb29-1dc3-4bc9-b377-4ac34075f00e/start>

◆紙でのご提出

同封の返信用封筒をご使用ください。

調査主体：横浜市 市民局 地域活動推進課 (〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10)

電話：045-671-2317 FAX：045-664-0734

※自治会町内会名が分からない状態で集計し、結果は公表させていただきます。

区	自治会町内会名
所属する地区連合名(※地区連合に加入している場合のみ)	
自治会町内会の区域(エリア)について、1つに○をしてください。	
① 町・丁を単位とするなど地域を区域 ② 団地を区域 ③ マンションを区域	

市民局・区役所が記入・使用します

NO.

カ 耐震対策について	① 新築時から耐震基準を満たしている ② 耐震補強工事を実施済みである [年度] ③ 今後、耐震補強予定である [年度] ④ 耐震基準を満たさないが、 <u>資金不足のため</u> 補強工事予定はない ⑤ 耐震基準を満たさないが、 <u>建替えのため</u> 補強工事予定はない ⑥ 耐震基準を満たしているかは <u>不明</u> （耐震診断未実施等） ⑦ その他（ ）
キ 脱炭素化について	① 省エネ設備導入済みである （設備名：ア LED照明 イ エアコン ウ 断熱窓 エ 太陽光発電） ② 省エネ設備導入に向け検討中 ③ 省エネ設備導入の予定なし （理由： ）

(3) 今後の会館に対する考え方について、該当するもの全てに○をしてください。
 （会館整備の予定があれば、整備予定年度も記入してください。）

＝会館がない自治会町内会＝

- ① 会館はなく、建設・購入予定もない（地区センター等の公共施設やマンション集会室等の共用スペースを利用など）
- ② 会館はないが、今後、新築（購入）を予定 [年度]

＝会館がある（賃借を含む）自治会町内会＝

- ① 会館はあるが、整備（建替え、修繕等）の予定はない
- ② 会館はあるが、今後は地区センター等の公共施設やマンション集会室等の共用スペースの利用に転換していく予定
- ③ 会館があり、現会館の建替え、修繕等の整備を予定

（下表に整備内容・年度を記入してください（あてはまるもの全て））

整備内容	ア 新築・購入 ・建替え	イ 増築	ウ 修繕	エ 耐震改修	オ その他改修
整備年度	[年度]	[年度]	[年度]	[年度]	[年度]

(4) 地区連合町内会館がありますか。（地区連長を兼務されている方のみ回答）

- ① あり ② なし → 3にお進みください。

(5) 地区連合町内会館の概況等について、該当するものに○をしてください。

また、[]内には数字をご記入ください。（地区連長を兼務されている方のみ回答）

ア 所在地	_____ 区 _____
イ 種別	① 戸建て ② 建物の1室（合築含む）
ウ 構造	① 木造 ② 鉄骨造 ③ 鉄筋コンクリート造 ④ その他（ _____ ）
エ 築年数	築 [_____] 年 または [_____] 年建築

6 自治会町内会のデジタル活用状況について

自治会町内会で導入（活用）しているデジタルツールについて、該当するもの全てに○をしてください。

- ① 役員間での LINE を用いた連絡・情報発信
- ② 自治会町内会ホームページ
- ③ 自治会町内会のインスタグラム
- ④ 自治会町内会の LINE 公式アカウントの開設
- ⑤ 自治会町内会向けアプリの導入（アプリ名： _____）
- ⑥ キャッシュレス決済サービスの利用（例：PayPay 等）
- ⑦ その他のツール（ _____）
- ⑧ 導入していない（理由： _____）

7 自治会町内会への加入に向けての取組について

(1) 未加入者（新たに引っ越しをしてきた方を含む）に対する加入の勧誘について、実施しているもの全てに○をしてください。

- ① 訪問して勧誘
- ② パンフレットなどをポストへ投函
- ③ お祭りやイベントのときにパンフレットなどを配布
- ④ 行っていない → (2) へお進みください。
- ⑤ その他（ _____）

(2) (1) で「④ 行っていない」に○をされた方にお伺いします。
行っていない理由として該当するもの全てに○をしてください。

- ① 勧誘を行う人手が不足しているから
- ② 学生などの単身世帯が多く、加入に結び付かないと思うから
- ③ 加入に際しては、相手からの申し出が大切だと思うから
- ④ 現状の会員数が適当と思うから
- ⑤ 市役所、区役所が実施してくれているから
- ⑥ その他（ _____）

(3) 加入をしない（断られる）理由として聞いている項目全てに○をしてください。

- ① 人づきあいが面倒、おっくうだから
- ② ほとんど家にいない、活動に参加できないから
- ③ 班長や役員をやりたくないから
- ④ 会費を払いたくない、会費の負担が大きいから
- ⑤ 何をしているのか分からない、加入メリットが分からないから
- ⑥ 引っ越し予定があるから、学生又は単身だから
- ⑦ 近所の知り合いが加入していないから
- ⑧ その他（ _____）

(4) 自治会町内会への加入に向けて、行政の支援として有効と考えられる項目
全てに○をしてください。

- ① 転入者への自治会町内会活動の周知
- ② 転入者への自治会町内会連絡先の提供
- ③ 地域住民への自治会町内会活動の周知
- ④ 自治会町内会へのマンション建設の情報提供
- ⑤ 不動産、住宅建築業界への協力要請
- ⑥ ホームページ開設などの自治会町内会情報発信の支援
- ⑦ その他 ()
- ⑧ 支援は不要

(5) 加入の勧誘にあたって、課題となっていることがありましたら、ご記入ください。

(6) 加入世帯を増やすため、工夫されていることがありましたら、ご記入ください。

8 自治会町内会の特徴的な活動について

自治会町内会で行っている特徴的な活動がありましたら、ご記入ください。

9 行政からの依頼事項について

(1) 行政からの依頼についてお答えください。

- ① 負担だと感じるものがある
- ② それほど負担ではない → (3) へお進みください。

(2) (1) で ①負担だと感じるものがある に○をされた方にお伺いします。
最も負担を感じるもの1つに○をしてください。

- ① 行政からの情報周知 (回覧・ポスター掲示)
- ② 委嘱委員の推薦
- ③ 選挙 (従事者の推薦・投票所従事)
- ④ 国勢調査 (調査員の推薦など)
- ⑤ 行事の出席依頼
- ⑥ 広報の配布
- ⑦ その他 ()

(3) 行政からの依頼についてご意見がありましたら、ご記入ください。

10 自治会町内会活動に関するご意見などを、ご自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

----- アンケートはここまで -----

【自治会町内会のお役立ち情報】

本市 HP に、自治会町内会への加入促進等に役立つ情報を掲載しています。

◆講習会(事例発表)YouTube 動画(LINE などの情報周知活用方法)

◆活動事例集「ハマの元気印」(過去の様々な事例をご紹介)

◆加入促進チラシ・ポスター(ダウンロードの上ご活用可能！)

本市HP(自治会町内会への加入促進ページ)URL

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu_sokushin.html

横浜市 自治会町内会への加入促進

検索



↑二次元コード

是非、ご覧ください！



←事例の一部

令和7年3月19日

自治会町内会長 各位

中区福祉保健課長 倉田 真希

「中区保健活動推進員会 会報第49号」の配布について（依頼）

時下 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、保健活動推進員の活動について御協力賜り、感謝申し上げます。

さて、この度、「中区保健活動推進員会 会報第49号」を発行いたしました。

保健活動推進員の説明や活動内容、各地区の紹介などが掲載されています。

つきましては、地域の保健活動推進員の活動について御理解と御協力いただくため、ご一読いただければと思います。

なお、冊子の追加希望がありましたら中区福祉保健課健康づくり係（224-8332）までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

【送付物】「中区保健活動推進員会 会報第49号」（単会に1部ずつ送付しております。）

担当 中区保健活動推進員会事務局
（中区福祉保健課健康づくり係）
五十嵐・吉野

TEL：224-8332/FAX：224-8157

中区 保健活動推進員会



会報

第49号

令和7年3月発行

発行：中区保健活動推進員会

TEL：045-224-8333（中区福祉保健課内）

保健活動推進員とは

保健活動推進員とは、地域の健康づくりのリーダーです。自治会・町内会からの推薦を受け、市長から委嘱されます。地域の健康づくりの推進役、行政の健康づくり施策のパートナー役として、区の福祉保健センターや地域の団体等と連携して、健康づくりに関するさまざまな活動を行っています。



▲詳しくはこちらから



健康づくり啓発活動

区民祭りに出店し、健康に関する情報を発信しました。握力測定・滑舌チェックを体験するコーナーをもうけ、健康づくりの啓発活動を行いました。



健康機器取り扱い研修

「保健活動推進員が安全に健康チェックを行い、健康づくりについて正しい情報を提供できるようになること」を目標に、毎年取り組んでいます。

けんしんへ行こう！

「健診」とは、自分の身体状態を確認するためのものです。糖尿病や高血圧等の生活習慣病の予防に着目した検査内容になっています。「がん検診」は特定のがんを見つける検査です。がんを早くみつけて、適切な治療につなげます。



表彰

横浜市社会福祉・保健医療功労者
市長表彰で、次の方が表彰されました。
(敬称略)

青沼 久美子
(第2地区会長)



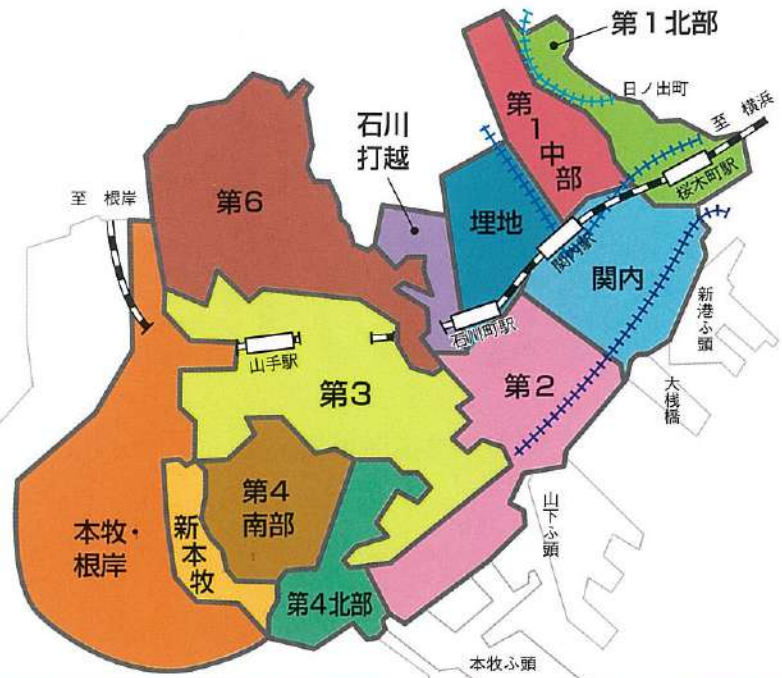
保健活動推進員からひとこと



活動の中で知り合いが増えてうれしいです。一緒に楽しく活動しませんか？身近なイベントに参加して明日からの「健康づくり」と「仲間づくり」のきっかけを見つけてください！

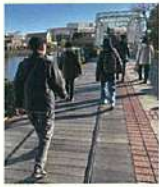
各地区一覽

私たち、保健活動推進員は、土地区の中で健康づくりの推進役を担っています。



第1北部地区

根岸森林公園や赤レンガ倉庫へのウォーキング研修を行うなど、各町内でのウォーキングを推進。民生委員との協働で「ふれあい給食会」や「赤ちゃん学級」のお手伝いも行っています。



赤門町・内田町・黄金町・桜木町・野毛町・初音町・花咲町・英町・日ノ出町・宮川町

第1地区中部

身近な地域にある施設の確認と見学を中心に活動中。年数回、健康イベント「みんな集まれ!第1中部」を開催しています。



曙町・伊勢佐木町・末広町・末吉町・羽衣町・福富町・蓬萊町・弥生町・吉田町・若葉町・長者町の一部

関内地区

関内地区では、ラジオ体操を行った後に、「馬車道ノルディックウォーキング」とお茶っこ会「わくわくカフェ」を開催し近隣住民との交流し情報を共有します。



相生町・太田町・尾上町・海岸通・北仲町通・新港1丁目・新港2丁目・住吉町・常盤町・日本大通り・弁天通・本町・真砂町・港町・南仲町通・元浜町・横浜公園

埋地地区

年2回、ウォーキングやバスハイクを行っています。打ち合わせや現地での下見を行い、安全で楽しい活動になるよう頑張っています。地域の人の声を拾い目的地にすることも増えてきました。



翁町・千歳町・万代町・富士見町・不老町・山田町・山吹町・吉浜町・扇町・寿町・長者町・松影町・三吉町の一部

石川打越地区

いつまでも自分らしくありたい!各家庭で飲んでいる味噌汁やスープを測定する「塩分測定」を実施しています。家族、自分の体を守るのは食です。



石川町・打越

第2地区

「ふれあいサロン」では笑顔溢れる「食事会」や「季節の行事」ミニ体操、「体力測定」などを行いながら、自立した高齢者として人生の総仕上げができますようにお手伝いしています。



新山下1丁目・新山下2丁目・新山下3丁目・元町・山下町

第3地区

「赤ちゃん学級」のサポートや「さわやか歩こう会」を開催し、若いお母さんや様々な年代の人たちが参加し、子育て情報や近所の買い物情報などの交換もできる健康で楽しい会です。



上野町・柏葉・鷺山・竹之丸・立野・仲尾台・西之谷町・本牧緑ヶ丘・豆口台・妙壽寺台・麦田町・大和町・滝之上・山手町の一部

第4地区南部

健康づくり教室と一緒に体を動かしませんか? 月3回土曜日10時~中本牧コミュニティハウス又は上台集会所で開催しています。



本郷町・本牧町・本牧清坂・本牧荒井の一部

第4地区北部

ウォーキングをかねて神奈川県庁見学などの活動や、各地区での健康チェックなどを行って健康増進のために努めています。



北方町・小港町・諏訪町・千代崎町・本牧十二天・山手町の一部

本牧・根岸地区

子育てサロン・高齢者サロン事業・健康づくりを目的とした各地の教室開催に協力して取り組んでいます。



根岸町・根岸加曽台・池袋・矢口台・本牧開門・本牧荒井の一部・本牧三之谷・本牧大里町・本牧元町・本牧原の一部・錦町・かもめ町・千鳥町・豊浦町・本牧ふ頭・南本牧

第6地区

毎週土曜日、森林公園をウォーキングしています。年に数回遠足や講習会等のイベントも行ないコミュニケーションの場としても皆で楽しんでいきます。



大芝台・太平町・塚越・寺久保・西竹之丸・根岸旭台・根岸台・鏡沢・山元町・滝之上・山手町の一部

新本牧地区

本牧宮原・本牧和田・和田山・本牧原の一部



「消費生活情報 よこはまらしナビ」の掲出について

1 趣旨

横浜市消費生活総合センターに寄せられた消費者トラブルに関する相談（電話相談・来所相談）は、令和6年4月から令和7年1月末時点で、約14,000件となっています。（令和5年度実績：約15,000件）

消費者トラブルを未然に防ぐため、横浜市消費生活総合センターでは、広く地域の方に向けての注意喚起の方法として、実際に寄せられた相談事例をわかりやすくお伝えするちらし「消費生活情報 よこはまらしナビ」を、平成28年4月から発行しています。

本ちらしにつきましては、令和7年度も引き続き、可能な範囲で自治会・町内会の掲示板に掲示していただきますようお願いいたします。

複雑化・多様化する消費者トラブルを未然に防ぐため、今後も様々な機会・媒体を使った啓発活動を実施しますので、御理解・御協力くださいますようお願いいたします。

2 掲示するちらし

「消費生活情報 よこはまらしナビ」 A4判1ページ（隔月発行）

3 発行スケジュール

令和7年3月下旬	（4・5月号）	令和8年1月下旬	（2・3月号）
5月下旬	（6・7月号）	3月下旬	（4・5月号）
7月下旬	（8・9月号）		
9月下旬	（10・11月号）		
11月下旬	（12・1月号）		

4 その他の啓発

- (1) 横浜市消費生活総合センターホームページ、メルマガ、X
- (2) LINE、Instagram、YouTube、インターネットでのWEB広告【回数・媒体の増】
- (3) 市庁舎・区庁舎、公共交通機関での啓発動画放送【実施場所の増】
- (4) ゴミ収集車で注意喚起アナウンス
- (5) 地域向け出前講座【実施回数の拡充、講師に民間通信事業者を追加 等】
- (6) 外国語版（英語、中国語、韓国語）及びやさしい日本語版のリーフレット【新規】

など

消費生活情報メールマガジン
「はまのタスケメール」

最新の相談事例やイベントのお知らせなど、消費生活情報を毎週お届けいたします！



はまのタスケ

消費者関連情報発信中！
@yokohamasyouhi

  フォローする 

（お問合せ・連絡先）
横浜市経済局消費経済課
小山・中川・長岡
電話 045-671-2584
Email : ke-syohiseikatsu@city.yokohama.lg.jp

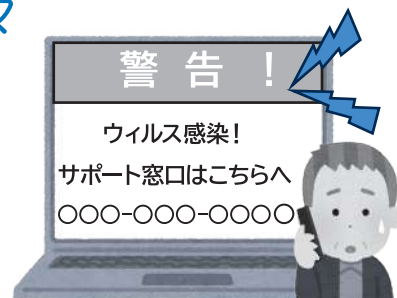
パソコンがウイルスに感染? 偽の警告に注意!

ネットを利用中に突然「ウイルス感染、サポート窓口
に連絡」と警告が出たので、慌てて電話すると「除去費用
5万円を払うように」と言われた。

(相談者：70歳代 男性)

偽のサポート窓口に誘導し、サポート
料金をプリペイド型電子マネーで、次々
と支払わせる手口が増えています。

警告画面の電話番号には、慌てて
連絡をしないでください。



⚠️ トラブル防止のポイント

- ✓ 警告の画面や音は、まず偽物か疑う!
- ✓ 警告が表示されても、慌てずにパソコンの電源を切る!
- ✓ 判断できなければ、周りに相談!



令和7年3月19日

自治会町内会長 各位

中区スポーツ推進委員連絡協議会会長 橋本 裕正
中区地域振興課長 木村 友之

中区スポーツ推進委員だより「Do Sports 中」の送付について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、地域スポーツの普及・振興に御理解・御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、このたび中区スポーツ推進委員連絡協議会では、本会の活動をより広く地域の方々に知っていただくことを目的として、中区スポーツ推進委員だより「Do sports 中」第16号を発行いたしました。

スポーツ推進委員の説明や活動内容、各地区の紹介などが掲載されています。

つきましては、ぜひご一読いただき、地域のスポーツ推進委員の活動について御理解と御協力をいただければ幸いです。

なお、冊子の追加希望がありましたら中区地域振興課の下記担当までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

【送付物】 中区スポーツ推進委員だより「Do sports 中」第16号
(単会に1部ずつ送付しております。)

事務局 中区役所地域振興課
文化・スポーツ・青少年担当
杉浦、田宮

TEL 224-8135

FAX 224-8215

中区のマスコット スウィンギー

中区スポーツ推進委員連絡協議会の構成

委員総数：103名
(カッコ内は地区名)

会長	橋本 裕正 (新本牧)	女性部会	池田 真 (第2)	青柳 隆之 (第1北部)
副会長	森田 眞里 (関内) 磯 優二郎 (埋地)	活動部会	磯 優二郎 (埋地)	田崎 正夫 (本牧・根岸)
監事	近藤 恵子 (第3)	少年少女部会	芹澤 淳司 (第6)	赤城 正 (第4北部)
		研修部会	江波戸理恵 (第4南部)	徳永 恵 (石川打越)
		広報部会	北見 明彦 (第1中部)	森田 眞里 (関内)

健康ア・ラ・カルト²⁵

【パリオリンピック・パラリンピック開催に思う】

パリオリンピック・パラリンピック、日本人選手の各競技でのメダル獲得で盛り上がりましたね。なかでも、私は初老ジャパン(馬術)の銅メダルを獲得するまでのドラマ(馬の体調不良、選手の交代、等)、また表彰時4人(本来は3人)、表彰後の人馬一体のパレード(馬の体調不良で自ら走る選手がいました)に感動しました。得点競技ではなく、減点競技というのを知っていましたか?人間以外の動物と一緒に競技をする、また男女の区別のない、オリンピック唯一の種目でした。お馬さんの表情、身につけた日の丸が素敵でしたね。マスコット(フリージュ)の謂れにも思いが高まりました。今回のオリンピック・パラリンピックでは初の両大会とも同じ名前のマスコットでした。義足のフリージュに気がつきませんか!?次のロサンゼルスではどんなドラマが待っているでしょうか。

健康ア・ラ・カルト²⁶

【ちょこっと腹筋・臀筋強化で、体幹の衰えを防ぎましょう】

ヒトは二足歩行に移行したことによりバランス(平衡)感覚の維持が宿命となりました。スポーツ・運動・健康維持で、バランス感覚を衰えないようにするには体幹(臀部も含む)の強化がとても大切です。今回は刺激を与える程度の軽い腹筋、臀筋強化エクササイズを取りあげてみました。

- ①仰向けに寝て、膝を曲げ、手を首のうしろで組み上体を起こします。強腹筋では無いので、お臍を覗く感じでよい。回数は30回ぐらい。
- ②①の姿勢で、臀部を離床し上げられるところまで上げ、やはりお臍を覗く。回数は30回ぐらい。
- ③①の姿勢で手組を解き、右手で左膝、左手で右膝をタッチ。交互に30回ぐらいタッチ。
- ④手は床を押さえ、両足で床を踏ん張り臀部を上げられるところまで上げ、その後左足首を右膝にのせ足を水平に保つ。30秒ぐらい静止、それを交互に行う。

- ### あなたの地区の 広報部員
- 長門石 亮 (第1北部)
 - 北見 明彦 (第1中部)
 - 森田 眞里 (関内)
 - 金原 康弘 (埋地)
 - 菅沼 豊子 (石川打越)
 - 本多 麻美 (石川打越)
 - 井坂 友重 (第2)
 - 沖山 秀 (第3)
 - 小杉 秀雄 (第4南部)
 - 齋藤 慶子 (第4北部)
 - 小泉 隆志 (第4北部)
 - 田崎 正夫 (本牧・根岸)
 - 首藤 泰 (第6)
 - 福永 靖示 (新本牧)

横浜市中スポーツセンター

定期スポーツ教室

健康のために何かしたい、運動習慣をつけたい・・・
目的に合った教室がきっと見つかるはず!
子どもから大人まで58教室開講中です。
お気軽にお問い合わせください!

HPはこちら

横浜市中区新山下3-15-4 「みなと赤十字病院入口」交差点すぐ
☎045-625-0300

編集後記

関係者及び誌面作成にご協力いただいたみなさん、ありがとうございました。今期も様々なスポーツイベントを通じて地域コミュニティを盛り上げることができました。来期もさらなる地域スポーツ文化の発展を目指し、地域の皆さんと共に、健康で楽しいスポーツライフを築いていきましょう。2025年は、「団塊の世代」800万人全員が75歳以上になる超高齢社会が訪れる年と報じられています。高齢の方々はもちろん、若い方も若さも性別にも障害の有無にも関わらず、誰もが健康を保ち、楽しみながら交流を深めることができるよう取り組んでいきたいですね。(Do Sports 中 広報部会長 北見明彦)

区会長あいさつ

2024年度は、夏にパリでオリンピック・パラリンピックがあり、11月には「横浜 DeNA ベイスターズ」が日本シリーズで26年ぶりに日本一になるなど、スポーツが大いに盛り上がった年でもありました。さて、この広報誌が発行される頃は、第35期のスポーツ推進委員が決まっていることと思いますが、改めて「スポーツ推進委員」について説明させていただきます。「スポーツ推進委員」とは、「スポーツ基本法」第32条に基づき地域から選出され、横浜市長から2年の任期で委嘱されている非常勤の公務員です。中区はもちろんのこと、横浜市全体のスポーツ・レクリエーションの振興に大きな役割を果たしています。毎年開催されている「世界トライアスロンシリーズ横浜大会」や「横浜マラソン」などの運営協力や、「青少年指導員」、「さわやかスポーツ普及委員」の皆様と一緒に地域のイベントに参加するなど市内で広く活動しています。皆様の周りに「スポーツ推進委員」の活動に興味がある方がいれば、是非お誘いいただき、一緒に活動していきましょう。話は変わりますが、令和6年11月14日(木)、15日(金)の2日間、宮崎県で開催された「第65回全国スポーツ推進委員研究協議会」に出席し、「全国スポーツ推進委員功労者」として表彰していただきました。全国から約2,900名のスポーツ推進委員が集まり、増田明美さんの「スポーツのちからと地域社会」と題する講演会、「これまでのスポーツ、これからのスポーツ」をテーマとしたシンポジウム、3つの分科会などがあり今後のスポーツ推進委員の活動の参考となる充実した大会となりました。スポーツ推進委員となって28年になりますが、これからも地域の皆さんと一緒にスポーツの推進に取り組んでいこうと改めて思いました。

令和6年度 表彰者の紹介

横浜市スポーツ推進委員永年勤続者表彰	横浜市スポーツ推進委員連絡協議会永年勤続者表彰
<ul style="list-style-type: none"> ○勤続10年表彰(10名) 平田 康子(関内) 福島 健司(埋地) 森田 千恵子(石川打越) 菅沼 豊子(石川打越) 三村 恵子(石川打越) 池田 真(第2) 荻原 耕(第4南部) 鳥居 厚雄(第4北部) 田崎 正夫(本牧根岸) 小玉 秀幸(第6) 	<ul style="list-style-type: none"> ○勤続20年表彰(4名) 北村 嘉男(第1北部) 馬飼野 利也(第1中部) 小島 政江(第1中部) 菅原 厚(第3) ○勤続25年表彰(2名) 吉永 裕也(本牧根岸) 佐藤 安雄(新本牧)
	<ul style="list-style-type: none"> ○勤続40年表彰(2名) 林 博(第1中部) 井上 信行(第1中部)
	<h3>神奈川県スポーツ推進委員連合会功労者表彰(9名)</h3> <ul style="list-style-type: none"> 平田 康子(関内) 福島 健司(埋地) 菅沼 豊子(石川打越) 三村 恵子(石川打越) 池田 真(第2) 荻原 耕(第4南部) 鳥居 厚雄(第4北部) 田崎 正夫(本牧根岸) 小玉 秀幸(第6)
	<h3>関東スポーツ推進委員協議会表彰</h3> <ul style="list-style-type: none"> 磯 優二郎(埋地)
	<h3>横浜市教育委員会表彰</h3> <ul style="list-style-type: none"> 橋本 裕正(新本牧)

おめでとうございます
ごさいます

橋本 裕正(新本牧)

中区スポーツ推進委員連絡協 この1年の活動

5月
MAY

ワールドトライアスロンシリーズ横浜大会

令和6年5月11日(土)、清々しい陽気に包まれた山下公園前、沿道に詰めかけた大勢の観客から声援を受けた世界のトップアスリートたちが気合十分に颯爽と駆け抜け、一流のパフォーマンスを披露、沿道の観客からは歓喜の声。新緑の横浜で熱い戦いが繰り広げられました。

その大会の裏では、支えるスポーツ推進委員の存在が大きく、選手たちが安心して記録に挑めるよう、観客が安全に観戦できるよう、大会の成功を願って汗をかき、コース設営や誘導など様々な活動に早朝から夕方まで取り組む姿が光っていました。皆様ありがとうございます!



6月
JUNE

文明開化ウォークラリー

令和6年6月2日(日)、暖かい日差しの中、4kmアメリカ山公園、6km横浜吉田中学校、8km立野小学校から合計64組175名が各距離毎に特徴ある素敵なコースでゴール大さん橋を目指して歩きました。

ベビーカー・車いすでもスロープやエレベーターを使用、道幅や段差にも注意し、安心・安全第一です。今回4kmコースでは、ベビーカー2組、車いす1組(皆さんリピーター)参加の中で、特に「どうしても参加する!」の強い想いから、骨折しながらも車いすで参加のお子様がありました。「無理しないでネ。ゴールで待ってるからね。」と声掛けすれば、真っ赤なお顔でにこやかにゴール! 表彰式でベビーカーファミリーが2位、車いすファミリーが3位に入り、お父様がお嬢さまを抱きかかえて壇上に上がる会場から大きな暖かい拍手!思わずグッとくる感無量の瞬間でした。
3つのコース作成者の皆様、本当に素敵なコースをありがとうございます!



9月
SEP

2024 横浜八景島トライアスロンフェスティバル

令和6年9月29日(日)、今年で12回目を迎え「こどもから大人まで、ファミリーで楽しめるトライアスロン」として横浜八景島を中心とした会場で開催された大会に中区スポーツ推進委員の10名が従事しました。

スイム後のランの最初の通過エリアとして、ホテルシーパラダイス奥、海沿いコースの設営・誘導を担当し、裸足で濡れたランナーが滑りやすい曲がるコースを誘導表示の工夫や選手への大きな声掛けで安全を確保し、なんとか事故無く終えることができました。皆さま大変お疲れ様でした。



10月
OCT

横浜マラソン2024

令和6年10月27日(日)、赤レンガ・パシフィックブロックのコース観察誘導として中区スポーツ推進委員44名が従事しました。早朝から国内外の老若男女、衣装した方々、また、車椅子やベットの参加者も元気よく、そして横浜・港の海風を感じながら、笑顔で楽しんで疾走していました。私達も、気持ちの良い潮風を感じながら、一生懸命に走る選手のきらきら光る汗を見て清々しい気分で従事出来ました。

次回は2025年10月26日(日)の予定です。また一緒に楽しみましょう!



11月
NOV

中区小学生ドッジボール大会

令和6年11月3日(日)中スポーツセンターにおいて、『第15回中区小学生ドッジボール大会』を開催しました。

今回から新設した低学年の部4チームを含め、全14チーム150名に参加していただきました。低学年の部では、初めて試合形式でのドッジボールを体験し、慣れないルールの中で奮闘している子どもたちのゲームを楽しんでいる姿がとても印象的でした。2グループでのトーナメント方式の試合の後、順位決定戦を行う大会運営でした。本年度は横浜中華学院A隊の優勝となりました。次回も参加チームにとって楽しい思い出になるような大会にしていきたいと思っております。



11月
NOV

5mダッシュ (ハローよこはま)

令和6年11月10日(日)、中区民祭り「ハローよこはま」に今年も「5mダッシュ at 象の鼻パーク」と銘打って開催しました。当日は、3歳から80代まで延べ736名に参加頂き、全参加者の最高記録は20代の方で0秒90でした。参加者の8割弱が10歳以下のお子様で、一生懸命ゴールに向かって走る姿に私たちもついつい頬が緩んでしまいました。

また、毎年人気を博している横浜市のキャラクターが一堂に会し、「キャラクターガチンコ対決」も行い、10体のパフォーマンスに会場も大いに盛り上がりました。今年の優勝者は、中区のマスコットキャラクター「スウィンギー」で、記録は1秒90でした。

時折小雨が降る天気でしたが、終了時刻まで参加者が途絶えることなく多くの皆様楽しんでいただけました。今後も多くの市民の皆様を体動かすきっかけづくりを提供していきたいと思っています。



11月
NOV

スポーツ推進委員・青少年指導員合同研修会

令和6年11月22日(金)、中区役所で青少年指導員との合同研修会を開催。テーマは「〜歌って動いて〜みんな DE 音レク」。講師には、音楽療法士として活躍される堀越美和氏(すまいるミュージックドア)を迎え、歌いながら同時に手指を使うことで認知能力を向上させ、認知症予防へつなげる「デュアルタスク」について研修を受けました。

歌いながら膝をたたいたりジャンケンをしたりと次々出される指示に参加者は真剣そのもの。音楽レクの合間の講義では、歌うことで脳が活性化され、実際の実験結果の映像では、みるみる脳が赤くなっていく様子も確認出来ました。

「今、聞いてよかった、これから毎日続けたい」「地域の活動の中で活用し、地域に広げたい」「歌うことと認知がつながっていることに驚かされ、とても有意義だった」等の感想が寄せられ、参加者38名は充実感をもって研修を終了しました。



2月
FEB

中区ソフトバレーボール大会

誰もが気軽に楽しめる「ソフトバレーボール」の普及を目指して開始した本大会も今年で28回目となり、令和7年2月16日(日)に開催しました。例年どおり「女性の部」「一般の部」「40歳以上の部」の3部門で28チームと多くのチームが参加され、各チームとも緊張の面持ちの中、ミスをしてもお互いを励まし合いながら明るい笑顔になる場面がたくさんあり、怪我もなく充実した大会となりました。

来期もより皆さんが楽しみやすい大会になるよう工夫して開催していきますので期待して下さい。



各地区の活動紹介

埋地地区

現在7人の活気あるスポーツ推進委員で地域や市・区の活動をしています。青少年指導員と共に横浜吉田中学校第2グラウンドなどで「ラジオ体操」や「埋地わくわくランド」などを行っています。

また、7月27日(土)には横浜武道館で不老町地域ケアプラザ・横浜武道館・横浜エクセレンス・関東学院大学・YSCC等と協働し「ミニ夏祭り」を開催しました。これからも地域の方々と共にコミュニケーションを図り、より良い地域づくりに貢献していきます。



石川打越地区

石打地区では、毎年夏に恒例のラジオ体操を行っています。夏休みが始まる7月20日~24日、未就学児、小、中学生、ご年配の皆さんで、今年は延べ280名の多数の参加となりました。

役員が集まる時間と同じくらいに子どもたちが「おはよう!」と、元気に集まってきました。毎年、保護者の方々が子どもたちに教えられるよう「ラジオ体操指導員」の講習を受けてもらっています。

今年からはじめて子どもたちも参加しましたが、初日は恥ずかしがって、なかなか前に出ようとしてくれなかったものの、2日目・3日目となると驚くほど希望者が増え、最終日には制限が出たのにさらにびっくりでした。

このときばかりは、保護者やご年配の方々もお互いにおしゃべりになり、とても楽しい日々となりました。



第3地区

第3地区は、麦田町内会、柏葉町内会、鷺山竹之丸町内会、豆口台上町会、本牧緑ヶ丘自治会、西之谷睦町内会、仲尾台・豆口・滝之上自治会、西之谷町内会、大和町・大立町内会、上野町1・2丁目東部自治会、上野町1・2丁目南部自治会、上野町3・4丁目妙香寺町内会、山手東部町内会、以上13の自治会・町内会の集まりで出ています。

仲尾台中学校の校庭で今年から「スポーツ大会」を10月20日(日)に開催しました。あいにくの天気でしたが20組の親子さんとスポ推・青指の皆さん合わせて35人で、輪投げ、モルックをやり、かなり盛り上がりしました。

ペタンクはグラウンド状態が悪くできませんでしたが、次回からはこの3種目で午前中に親子競技で盛り上がりたと思っています。

10月に仲尾台中学校の校庭を見にきてください。



第4地区南部

令和6年6月16日(日)にふれあいウォークを開催しました。今回は「鷺山・竹之丸をめぐる緑の小道コース」として、本牧中学校の生徒さんや大学生など、各ボランティアの皆様174名の参加がありました。

2時間のコースで、4つのチェックポイントでは地域の歴史に関係したクイズを解きながらゴールへ一目散です。ゴールの本牧山頂公園では、参加者へカレーを提供し、「さわやかスポーツ」や「ビンゴ大会」など晴天の下、皆で盛り上がりしました。

